

令和7年3月31日

美浜町役場 御中

活動原価方式による議員報酬調査

報告書

貴庁より、ご依頼を受けました議員報酬に関する調査につきましては、本書面のとおり、ご報告いたします。

紀尾井町法律事務所
弁護士 笹岡 峻

第1 本報告書の目的

令和6年12月19日、美浜町議会（以下「議会」という。）は「議員報酬改定検討報告書」を美浜町長に提出した。

同報告書は、議会において、令和3年6月18日付美浜町議会議員報酬（月額）改訂検討報告書、令和4年1月17日付「美浜町特別職報酬等審議会」の答申（報告書）を再検証し、町民参加型の講演会や「議会と語ろう会」などの活動を通じ、議員報酬の改定が必要であるとして、類似団体との比較などを行いつつ美浜町におけるあるべき議員報酬の検討を行い、議会による議員活動量調査の結果に基づいて報酬額を導出したものである。

本報告書では、上記の議員活動量調査に基づいた、「議員報酬改定検討報告書」における議会の報酬改定額の提案を受けて、議会から提出された議員活動量調査における各種資料及び町から提出された各種資料のほか、議員個人及び町長に対するヒアリング活動を踏まえて、美浜町特別職報酬等審議会における調査の一環として、美浜町議員の報酬額の在り方について、調査した結果を報告するものである。

令和7年3月31日

第2 令和6年12月19日付「議員報酬改定検討報告書」の概要

- 1 美浜町議会（以下「議会」という。）が提出した「議員報酬改定検討報告書」において、議会が改定する議員報酬として示した額は以下のとおりである。

表2：美浜町議会による改定議員報酬

(1)	議員報酬（議員）	38万2500円
(2)	常任委員長（1）の報酬に3%加算	39万3975円
(3)	議運委員長（1）の報酬に3%加算	39万3975円
(4)	副議長（1）の報酬に10%加算	42万0750円
(5)	議長（1）の報酬に36%加算	52万0200円

- 2 議会では、上記議員報酬の改定額の検討にあたり、「報酬など議会改革PT」（以下「PT」という。）において、令和5年3月1日より、全議員を対象として議員活動量調査を行なった。

- (1) 調査にあたり、(1)議員活動を「議会活動」「付属活動」「その他活動」の3種類に分類し、「議会活動」と「付属活動」は議員報酬に関連が深く、「その他活動」は政務調査費に関連するものと考えている。

PTにおける議員活動調査において調査がなされた各活動の概要は以下のとおりである。

① 「議会活動」

美浜町議会が計画・主導して行う定型的な業務として、議員であれば当然参画すべき活動で、例えば、定例会・臨時会・委員会・PT・現地視察など議会に直結する議員活動とし、そのための準備・資料作成・報告書作成等を含む。美浜町議会が計画した、他の市町等への研修視察も「議会活動」とする。

② 「付属活動」

美浜町議会以外の各種機関（政党及び政治団体を除く）の要請に基づき、議員の立場で参画する活動で、例えば、組合議会・付属機関・自治区・学校・各種団体・他市町の議会等の要請に基づく、委員・来賓・選手・助言者等としての議員活動とし、そのための準備・資料作成・報告書作成等を含む。議長等の関係団体行事への参加も「付属活動」となる。例えば町民レガッタや敦賀市のカッターレース等への参加も「付属活動」とする。

③ 「その他活動」

議員個人の政治信条に基づき、議員個人の意思で議員として無償で行

う公的な政治活動とし、美浜町議会に強く関連する事項の調査・研究・研修・資料作成・広報等を含む。政策実現のための街宣活動・ビラや SNS での政策発信は「その他活動」になる。

- (2) 1日を「午前」「午後」「時間外」に分類しており、準備・移動等の時間を含め1時間以上の議員活動(「議会活動」「付随活動」又は「その他活動」)を行った場合は、「議員活動量記録表」の該当する欄に○を記入する。○印がある場合は、午前・午後は4時間、時間外は2時間として算定する。
- (3) 上記(1)及び(2)の方法による分類の結果、議会が調査した算出した議員の活動量は、平均して191.4日、1080.5時間である(以上については、12人の平均)。
- (4) 前記表2の(1)議員報酬38万2500円は、首長の業務遂行日数を305日・労働時間を2440時間と仮定し、議員活動量調査に基づいて算出された上記(4)の約1080時間をベースに、首長の労働時間2440時間で除して算出された割合に首長の給与月額850,000円を乗じて算出された374,000円に、定数6削減分を加味した額を考慮したものとされている。

なお、業務日数で計算した場合、 $191.4 / 305$ (約62%) $\times 850,000$ 円 = 527,000円となる(「議員報酬改定検討報告書」において1080時間を8時間で除して130日と記載されている箇所もあったが(同報告書25頁)、議員報酬の算出では191日が用いられている(同38頁))。

第3 議員調査にかかるヒアリングの実施

- 1 令和7年3月10日及び11日において、「議員報酬改定検討報告書」において記載されている「議員活動量調査集計表」に基づき、美浜町議会の各議員から議員活動時間に関し、ヒアリングを以下のとおり実施した。また、議員活動量調査では、首長の活動日数等も調査する必要があることから、戸嶋秀樹町長からもヒアリングを行った。
- 2 実施日時及び場所
3月10日(月曜日) 9時～18時
3月11日(火曜日) 9時～17時
〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25号25番地
美浜町役場 3階 会議室内において実施
- 3 ヒアリング対象者(町議員14名+戸嶋町長)

※各議員に記載の時間は議会が調査した議員の活動時間

(1) 3月10日

- ・松下 照幸 議員
- ・藤本 悟 議員
- ・高橋 修 議員
- ・上道 正二 議員
- ・中牟田 春子 議員
- ・梅津 隆久 議員
- ・辻井 雅之 議員

(2) 3月11日

- ・山口 和治 議員
- ・兼田 和雄 議員
- ・竹仲 良廣 議員
- ・河本 猛 議員
- ・崎元 良栄 議員
- ・川畑 忠之 議員
- ・幸丈 佑馬 議員
- ・戸嶋 秀樹 町長 町長のため議会調査対象外

第4 全国町村議会議長会の令和4年モデルにおける分類について

全国町村議会議長会では、議員報酬のあり方についてこれまで、複数回、算定モデルを公表している。

まず、昭和53（1978）年に公表された「議員報酬のあり方について¹」では、町村議会のモデルとして、議員報酬額は首長の給料月額¹の30%

¹ なお、都道府県議会の議員報酬については、昭和37年11月21日、各都道府県知事宛自治省行政局長通知において「都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、当該都道府県における部長（都にあつては、局長）に適用される等級の号給のうちその中間程度を基準として定めることを適当と考える。」とされ、市議会の議員報酬については、昭和44年2月5日市議会議員の報酬基準額について（全国市議会議長会）により、「市議会議員の報酬額は、大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあつては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあつては、課長給に相当する額をもつて議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依られない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額を下らない額とする。」とされていた。

ないし31%相当額という「標準²」が提示された。

現在でも当該「標準」を参考としている団体もあるとされているが、当該「標準」のままでは、地方分権改革による活動量の増加にもかかわらず、平均報酬額は横ばいであり、生計を維持できないほどの低水準で報酬が「標準」とされると議員の成り手不足の一因にもなると考えられた。

そこで、昭和53年から40年以上が経過した中で、議会改革の急速な発展を考慮しつつ、活動量の豊富な議会の報酬が「標準」に縛られる等の弊害から、町村議会モデルを再考することとなり、平成31(2019)年3月、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会において町村議会議員に相応しい議員報酬のあり方が検討された結果として、「町村議会の議員報酬等のあり方 最終報告書」において、原価方式による新たな報酬算定の考え方が公表された。

平成31年報告書では、議員報酬を考える基準と留意点として、以下のような点が述べられている(同報告書46頁)。

- ・議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式(類似団体比較)、収益方式(成果重視)が想定できる。比較方式は、参考になるが根拠としては弱い。収益は重要であるが、その算定方法は確立しておらず、それと報酬とを関連づけることは困難である。
- ・全国町村議会議長会(町村議会モデル)は、首長を基準とする。首長との比較は重要である。議員とともに住民から直接選挙される「公選職」という意味とともに、首長の給料は、当該自治体住民の所得とも間接的にではあれ(執行機関の職員給料を媒介にして)連動している意味があるからである。全国町村議会議長会は、議会活動日数に日常の議員活動日数(住民接触、調査研究)を加味して、首長の活動日数と比較して、その割合に首長の給料月額を乗じて議員報酬を割り出している。重要なことは、この案を活用して、それぞれの議会が具合的に改定する際の留意点として、「当然議会側においても議員の活動状況等についての所要資料の提供」が必要なことがあげられている。そして、議員報酬問題は「議員の住民代表としての諸活動がどう行われるべきか、現実はどう行われ、これをどう評価するかの問題である。そして、これを最終的に評価判断するのは、地域住民に他ならな

² 議員報酬を長の給料月額の比率で算定した理由は、「長の給料額と議員報酬との格差をどう考えるかということとなる。これについては、常勤職で^①ある長と非常勤職で^②ある議員との職務形態の差異(職務の量的な差)を考慮し、両者の年間における職務遂行日数(議員については、議会活動日数等議員の職務遂行に費やす日数)を対比した比率によることが適当であると考えた。」からとされている。

い」ことが強調されている。いままさにこの視点が重要である。

その後、全国町村議会議長会は、令和4年、前記平成31年報告書に続いて原価方式の改定版を提示した「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」という報告書を公表した。

令和4年報告書では、原価方式について、次のように述べている（同報告書12頁）。

・本報告書では、議員の活動量を基本の数値として用いる原価方式を採用している。原価方式は、活動量（時間・日数）を重視する。しかし、これだけだと住民からすれば、活動量（時間・日数）が長ければいいわけではないという批判も浴びる。つまり、内容（住民福祉の向上）が問われることになる。そこで、活動内容を踏まえた原価方式が必要だ。

・活動内容を踏まえた原価方式は、現行の活動からの積算であるが、逆に将来にわたる議会・議員活動からの期待値としても設定できる。新たな議会像を明確にした議会・議員活動を想定して議員報酬を想定する方式も内包している。議会改革の推進が議員報酬額の増額と連動する視点を持つことが重要である。

上記資料を踏まえた原価方式による算定方法及びその内容については、以下のとおりである。

(1) 原価方式の計算モデル（令和4年モデル）³

議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額（地方自治法第203条第1項）を算定する方式である。

具体的には、以下のように算定される。

【活動内容を踏まえた原価方式】

（議会・議員活動量（時間・日数）／首長の活動量（時間・日数））

×首長給料（円）＝議員報酬（円）

※議会・議員活動量…単に時間・日数の積み上げではなく活動内容も考慮

(2) 調査項目について

議会・議員の活動日数の算定

現行の活動を「議会活動」と「議員活動」に大きく分類する。

³ 全国町村議会議長会「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」(令和4年2月)・27頁

ア 「議会活動」については、以下の2つの活動とする。

- ① 本会議・常任委員会、特別委員会、議会運営委員会・協議調整の場（全員協議会等）・議員派遣、委員派遣など法や会議規則、条例に基づく議会活動
- ② 法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）や議会としての住民との対話（議会報告会、住民懇親会、意見交換会等）、研修会への出席、他の自治体からの視察受入れ対応などその他の議会活動

上記の2つの活動は議会としての活動が明確であるため、議員ごとに算出せず、議会事務局が記録している開催(実施)日などの情報をもとに日数で積算する。

イ 「議員活動」については、以下のような日常の議員活動が想定される。

- ① 上記アの①及び②に附随する活動
（例）議案の精読・作成提出、
（例）一般質問・質疑・討論準備
（例）各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等
- ② 議員としての住民対話（請願、陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）
- ③ 当該町村や各種団体主催の公的行事への出席
- ④ その他の議員活動

上記の日常の議員活動は、議員からの活動時間の回答をもとに議会事務局が積算後、日数に換算（1日8時間）して平均を算出する。ただし、日常の議員活動には、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動は除き、議員活動(会派がある場合は会派としての活動は含む)として各議員が明確に住民に説明できるものは全て算入することとする。

時間単位の積算にしているのは、日常の議員活動日数は議員間によって様々でばらつきが大きく生じる可能性が高く、可能な限り、精緻に把握するためである。「議会活動」・「議員活動」のそれぞれの項目内において又は項目をまたいで活動が重複する日(時間)がある場合は、重複する日(時間)を調整し重複カウントはしない。また、活動日の前後でその活動の移動に要した日(時間)がある場合はそれも含めて算出することとする。

その他、留意点としては、以下のとおりである。

- ・議長など役職者としての活動部分は活動日数に参入しない。
- ・表にも現れない活動も住民に説明できるものは割り落とさず全てカウントする。
- ・住民説明の際には、算出された数値のみを使用するのではなく、何をしてきたかという活動内容の具体的な提示も同時に行うことが必要
- ・現行の報酬額と大きく乖離した場合の段階的増額、住民の合意が得られない場合の条例適用の先送り等、報酬額適正化の弾力的な運用も検討

(3) 議長など役職者の報酬額の算定について

議長などの役職者における報酬額の加算の手法については、原価方式を当てはめる方式と活動量の予測値に基づき算出する手法がある。

原価方式を当てはめる場合、報酬増額の根拠は明確であるが、詳細なデータが必要であり、サンプル数が少ないため、役職者が交代するとその都度修正しなければならないため、役職者の加算については、以下の表のとおり、一定率の加算が行われる場合がある。

一般的に想定される、議長・副議長・委員長の活動の例及び加算率⁴は以下のとおりである。

図 4-1 役職者の権限・活動等

役職	役職者の権限・活動（例示）	加算率（議員報酬を1とする）
議長	議場の秩序保持、議事整理、議会事務統理、議会代表権等の法定の職務権限（自治法第104条等）に基づく活動や議会を代表する活動等 （例）本会議や全員協議会等の準備、議会内や執行部との調整、各種行事への出席、全国町村議会議長会・各都道府県町村議会議長会等の各種議会への出席や要請活動など議長の出張等	1.36

⁴ 「第66回実態調査」（令和2年7月1日現在）に基づく議員報酬を1とした場合の加算率。全国町村議会議長会「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」・28頁より

副議長	議長の職務を代行する活動（自治法第106条第1項）や副議長としての活動等（議長の活動と重なる場合が多い。）	1. 10
委員長	委員会の議事整理、秩序保持権等に基づく活動や委員長としての活動等 （例）委員会の準備、委員会報告書の作成・提出、委員会視察の準備、正副委員長会議、議長・他の委員長・議会事務局との打合せや執行部との調整、各種行事への出席等	1. 03

なお、PT と全国町村議会議長会の活動の定義は異なる点がある。相違点を表でまとめたのが以下の表である。

美浜町議会の PT による調査では、議会活動及び附属活動時間を「時間」で算出しているところ、全国町村議会議長会のモデルでは、「議会活動」は日数で把握することとしている。

PT と議長会の議員活動の定義を比較すると、以下のとおりである。

図 4-2 : PT と議長会の定義比較表

	分類 1	分類 2	分類 3
PT	議会活動（時間） 美浜町議会が計画・主導して行う定型的な業務として、議員であれば当然参画すべき活動で、例えば、定例会・臨時会・委員会・PT・現地視察など議会に直結する議員活動とし、そのための準備・資料作成・報告書作成等を含む。美浜町議会が計画した、他の市町等への研修視察も「議会活動」とする。	附属活動（時間） 美浜町議会以外の各種機関(政党及び政治団体を除く)の要請に基づき、議員の立場で参画する活動で、例えば、組合議会・附属機関・自治区・学校・各種団体・他市町の議会等の要請に基づく、委員・来賓・選手・助言者等としての議員活動とし、そのための準備・資料作成・報告書作成等を含む。議長等の関係団体行事への参加も「附属活動」となる。例えば町民レガッタや敦賀市の Cutterレース等への参加も「附属活動」とする。	その他の活動（時間） 議員個人の政治信条に基づき、議員個人の意思で議員として無償で行う公的な政治活動とし、美浜町議会に強く関連する事項の調査・研究・研修・資料作成・広報等を含む。政策実現のための街宣活動・ビラや SNS での政策発信は「その他活動」になる。

全 国 町 村 議 会 議 長 会	議会活動①（日数） 本会議・各種委員会、議会運営 委員会・協議調整の場・議員派 遣、委員派遣など法や会議規 則、条例に基づく議会活動	議会活動②（日数） 法定外会議（任意協議会、会派代 表者会議、議員懇談会等）や議会 としての住民との対話（議会報告 会、住民懇談会、意見交換等）、 研修会への出席、他の自治体から の視察受入れ対応などその他の 議会活動	議員活動（時間） 上記アの①及び②に附随する活動 （例）議案の精読・作成提出、 （例）一般質問・質疑・討論準備 （例）各種報告書の作成、議会活動 に係る調査・研究等 ・議員としての住民対話 ・請願・陳情対応、住民からの相談 対応、情報収集、広報活動等 ・当該町村や各種団体主催の公的 行事への出席 ・その他の議員活動
---	---	---	--

(4) 首長の職務遂行日数の算定

一般に首長は平日、休日を問わず公務を行う場合が多いので、土曜日、日曜日、国民の祝日の年間120日のうち半分程度は公務にあてられるものと推定し、年間365日から60日を除外した305日をモデルとしている。

なお、305日は首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値であるため、各町村の判断により実際の職務遂行日数を用いてもよいとされている。

(5) 首長の給料

首長の実際の給料実額を議員報酬算定の基礎とする。なお、コロナ禍等を理由に一定期間減額している場合は減額条例施行前の給料額を採用する。

首長は、社会状況（コロナ感染症の拡大）や、パフォーマンスから、給料を削減する場合もあるが、原価方式では、首長の給料について厳格に定められた給料額を基準に考える必要があり、原則に則して判定することが必要である。

(6) 議員報酬額

前記(1)の【議会・議員活動日数/首長の職務遂行日数×首長の給料】で得られた数値により、それぞれの町村の議員報酬額が確定する。

これにより算出される議員報酬額は、議会・議員活動日数を基礎とした各町村における適正水準となるものと考えられる。

第5 地方自治法における議員報酬等に関する規定

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第203条では、議員報酬等について以下のように規定している。

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

上記規定について、「新版・逐条地方自治法第8次改訂版」（松本英昭・著 学用書房）・714頁によれば、平成20年の改正前の同条の規定では、議会の議員が「非常勤の職員」に含まれるものとして規定されていたところ、改正により、「非常勤の職員」という文言とは分離され、「議員報酬」を支給しなければならないとされたものであり、「報酬」とは、「一定の役務の対価として与えられる反対給付」であるとされている。

もっとも、どのように議員の「報酬」を定めるべきかについて、法令上は特段の規定がなく、絶対的な基準は存在しない。

- 2 地方自治法は、上記の規定のほか、議員に対して支給可能なものとして、地方自治法第203条における報酬、期末手当、費用弁償のほか政務活動費（地方自治法第100条第14項）を規定している。

第100条

（略）

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

- 3 現行の美浜町における特別職の給料、報酬等は以下のとおりである。

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料等月額	850,000	670,000	560,000	300,000	245,000	235,000
期末手当	3. 4ヶ月分			4. 6ヶ月分		

第6 各議員ヒアリング概要

- 1 今回の調査では、各議員が議会における調査の際に作成した「議員活動量記録表」記載の各活動内容について個別にヒアリングを実施した。この「議員活動量記録表」は、A議員とB議員の2名の議員を除いて「令和5年3月から令和6年2月」までの12ヶ月分の活動が記録されている。

本来、正確な活動量の算出のためには、各月におけるすべての活動のチェックや客観的事実との整合性の確認をして精査すべきではあるが、今回のヒアリングは2日に分けて14人の議員から聴取するという時間的制約があり、精査は困難であることから、付属活動及びその他活動を中心に、「議員活動量記録表」に記載された活動の概要を聴取することとした。

A議員とB議員については、議員個人の事情により、議会には3月のみの記録しか提出していないとのことであった。

しかし、ヒアリングを実施した結果、A議員については、3月など議会のある月の議会活動は3月と同程度、それ以外の月の議会活動は3月の半分程度であること、その他活動は、3月の活動時間と同程度以上の活動を他の月も行っているとのことであったため、年間の活動量の推定を行うことは可能であった。

他方、B議員については、9月と12月の議会活動については、3月と同程度の活動を行っており、その他活動も9月以降は3月と同程度の活動を行っていたとのことであるが、個別のやむを得ない事情により、年間を通じた活動は行なっておらず、活動をしていない時期もあることから、年間の活動量の推定を行うことは困難であると判断した。

議会から提出された資料に基づく活動時間は、次頁の表6-1のとおりである。

表 6-1 : 議会提出活動時間集計表 (単位 : 時間)

		議会活動	付属活動	その他活動	合計	備考欄
1	A 議員	7 8	0	0	7 8	3月のみ
2	B 議員	6 7	0	0	6 7	3月のみ
3	C 議員	4 3 8	1 7 4	3 7 4	9 8 6	
4	D 議員	3 7 8	1 3 0	7 5 0	1 2 5 8	
5	E 議員	3 9 0	3 7 8	3 3 8	1 1 0 6	
6	F 議員	3 9 0	6 5 0	1 4 4	1 1 8 4	
7	G 議員	4 5 8	1 2 8	2 1 8	8 0 4	
8	H 議員	1 3 0 0	3 6	2 4	1 3 6 0	議長
9	I 議員	8 1 0	1 7 4	2 7 0	1 2 5 4	副議長
1 0	J 議員	6 3 2	4 4	4 0	7 1 6	
1 1	K 議員	1 2 3 0	1 2	1 1 0	1 3 5 2	委員長
1 2	L 議員	2 5 0	1 0 6	2 3 6	5 9 2	
1 3	M 議員	5 0 2	3 1 2	2 7 6	1 0 9 0	
1 4	N 議員	4 9 4	1 2 8	6 4 0	1 2 6 2	

表 6-2 : 定例会及び各種委員会等活動集計表 (議会事務局資料)

		議会活動	組合議会
1	A 議員	109:48	
2	B 議員	81:10	
3	C 議員	110:08	
4	D 議員	104:24	
5	E 議員	119:47	13:09
6	F 議員	111:15	
7	G 議員	114:31	4:00
8	H 議員	107:03	20:07
9	I 議員	111:48	41:20
1 0	J 議員	109:36	4:00
1 1	K 議員	119:47	4:00
1 2	L 議員	103:06	
1 3	M 議員	118:11	11:58
1 4	N 議員	106:48	4:00

※組合議会は別途報酬支給がある。

※表6-2は、表6-1の議会活動時間、付属活動時間と大幅な乖離があるが、これは、PTによる議会活動時間は、全国町村議会議長会のモデルとは異なり、「資料作成・報告書作成等を含む。美浜町議会が計画した、他の市町等への研修視察も「議会活動」とする」と定義されており、資料作成や報告書作成等の時間を含むからである。

上記表6-1のうち、H議員、I議員及びK議員については、役職者である。

役職者とは、議長、副議長、委員長であり、それらの役職については、一般的には、前記第5(3)の表5-1のと通りの職務を行うことが想定される。

しかし、①そもそも活動量調査は一般の議員の報酬額を算定するものであり、役職者の活動時間を含めることは妥当でないこと、②役職者の活動時間を役職による職務とそれ以外の一般の職務を正確に分離することは困難である。

したがって、役職者の活動時間は、一般の議員報酬の算定上に当たり、含めない方が合理的である。

また、役職者の報酬額算定に当たっては、役職に費やす時間は就任した役職者ごとによっても異なり、属人的なものになるとも考えられること、役職者固有の職務の時間を単年度の活動量の調査によって算出するのは困難であることが考えられる。

そのため、役職者については、役職者固有の職務を活動量の調査により分析するよりは、役職に応じて一定の割合を乗じて報酬額を算出するという方法が合理的であり、本調査においては、一般の議員報酬額に一定率を乗じたものとする。

なお、B議員については、個別の事情により活動をしていない月があり、年間を通じた活動を行っていないため、議員報酬額の算定上、年間の時間に推定して引き直すことが困難であるため、一般の議員報酬の算定から除外する方が合理的である。

以上より、A議員の活動時間についてヒアリングをもとに年間の活動時間に引き直し、役職者の活動時間及びB議員の活動時間を除外したものが以下の表6-3である。

表 6-3 : 議会提出活動時間集計表 (単位: 時間) 10名

		議会活動	付属活動	その他活動	合計	備考欄
1	A 議員	320	0	576	896	修正
3	C 議員	438	174	374	986	
4	D 議員	378	130	750	1258	
5	E 議員	390	378	338	1106	
6	F 議員	390	650	144	1184	
7	G 議員	458	128	218	804	
10	J 議員	632	44	40	716	
12	L 議員	250	106	236	592	
13	M 議員	502	312	276	1090	
14	N 議員	494	128	640	1262	

表 6-4 : 表 6-3 のグラフ



2 活動時間の分析について

上記の表6-3及び表6-4に基づいて、議員の各活動（議会活動、附属活動、その他活動）の平均と中央値を算出すると、以下のとおりとなる。

合計欄は、全体の合計の平均値ないし中央値としてしまうと、各活動に分けて調査した意味が希釈化されてしまうことから、各活動時間の平均値ないし中央値の合計時間とした。

表6-5：活動時間集計表平均値及び中央値（単位：時間）

	議会活動	附属活動	その他活動	合計
(1)各議員合計時間	4 2 5 2	2 0 5 0	3 5 9 2	9 8 9 4
(2)平均値	4 2 5. 2	2 0 5	3 5 9. 2	9 8 9. 4
(3)中央値	4 1 4	1 2 9	3 0 7	8 5 0

表6-5の平均値と中央値を見ると、議会活動時間については、僅差であり、いずれの値でも合理的な数値と見ることはできる。

他方で、附属活動時間とその他活動時間には各々50時間以上の差が生じている。これは、表6-3をグラフにした表6-4のとおり、議員によって活動時間に大きな差があるためであるが、一般の議員報酬額の算定に当たっては、美浜町議員が議員として求められる典型的な活動時間を分析・算出する必要があるため、議員活動時間を平均値で分析した場合には、大小の極端な数値による影響を受けてしまい、却って実態からかけ離れてしまう可能性がある。

そこで、適切な議員報酬額の算定に当たって議員活動時間を分析する場合には、各議員活動時間の中央値をベースに考えるのが合理的であり、その場合の議員活動時間は850時間となる。

3 ヒアリング内容の分析について

美浜町における全議員から、議員活動時間についてのヒアリングを行ったところ、概要、以下のような事実が判明した。

- (1) 美浜町の議員が他の職業（会社員、会社役員など）を兼業している場合、その他活動時間は兼業している事業活動と重なる部分が多く、議員としての活動と事業における活動を区別することは困難である時間がその他活動時間には含まれていること
- (2) 地元の地区活動（議員でなくても住民であれば一般的には参加するものと思われる活動）が活動時間に含まれているが、議員としての働きを住民から期待されている場合も多く、この場合も議員活動と純粋な住民とし

での活動時間を区別することは困難であること

- (3) 国政政党の支部活動や選挙活動を行っている議員の中には、活動原価方式による議員活動には含まれない政治活動に近い時間が活動時間をその他活動時間の中に含んでいる場合も考えられること
- (4) 住民からの意見聴取や対話活動については、議員活動の基本的な活動に当たるものと考えられるが、客観的な記録（日時、場所、聴取内容や対応方針等）など裏付ける資料がなかったり、エピソードが判然としなかったりする場合も多く、本来はより詳細に検証すべき時間がその他活動時間に含まれていること
- (5) 役職者の職務が一般の議員の活動内容とは区別せずに、活動量の中に含まれていること

上記(1)から(5)の事実について本調査においては、どのように取り扱うべきか問題となる。

例えば、ヒアリングを終えた段階では、ヒアリングした結果を元に、議員の活動時間の一定割合（例えば、兼業している議員によって、兼業している事業活動も兼ねていると見られるのであれば、議員活動量としては、50%のみの計上に修正する）を除外することも考えられる。

しかし、一定割合を除算するとしても、当該割合を設定するのは難しく基準が不明確になりかねず、各議員が町民のための活動であると判断した時間について、精査をせずに一定割合を除外することは適切でない。

他方、ヒアリングを実施した結果では、特に「附属活動」及び「その他活動」について、議員において正確に内容を把握した上で、記載していると考えられる場合も見られた。

また、前記2のとおり、役職としての活動時間が含まれる役職者を除外した上で、各議員の活動時間の平均値ではなく、中央値を用いることによって、各議員が活動量調査票で計上した数値による極端な差の影響を受けて却って実態からかけ離れてしまう事態を是正することは可能と考えられる。

そのため、本調査においては、議員活動量調査票において計上された活動時間から、一定の割合による活動時間の除外はせず、役職者を除外した上で、議会の提出した議員活動量調査における各議員の活動時間の中央値（850時間）を用いることにより、議員報酬の算定を行うこととする。

第7 美浜町長の執務（活動）時間について

1 全国町村議会議長会のモデルでは、前記5のとおり、首長の職務遂行日数の算定については、「土曜日、日曜日、国民の祝日の年間120日のうち半分程度は公務にあてられるものと推定し、年間365日から60日を除外した305日」をモデルとしているが、各町村の判断により実際の職務遂行日数を用いてもよいとされている。

2 美浜町の戸嶋町長の執務時間については、町において執務時間として公的に記録されている。当該記録では、以下のとおりである。

区分	時間数（時間）
平日公務	1898：45
休日公務	264：25
平日時間外公務	347：20
災害対応（休日）	8：40
合計(1)	2519：10

上記の他、通常業務として、平日定時後2時間在庁しており、議会前の休日は、議会対応のため、2週間休日の執務を行なっている。

平日時間外公務（通常）	267：45
議会前休日業務	124：00
合計(2)	391：45

上記(1)及び(2)を合算すると合計2910：55分となる。

3 上記2の執務時間合計を議員活動量調査と同様に1日8時間で除する場合、363.75日となる。

町長は地方自治法第204条第1項により給与の支給される特別職であり、一般職と異なり、職務の性質上、完全な休日というのは想定されていない。そのような特別職である長の職について、一般職と同様に1日を8時間として日数に換算することが合理的なのかという問題もある。

他方、今回、議会における議員活動量の調査では、議会活動も含めてすべての活動は時間換算がなされている。

全国町村議会議長会の活動原価方式によるモデルは、議長会の算定モデルと同一の指標のもとで調査を行う場合に、当該モデルの算定式に従うのが合理的であるが、今回の美浜町の調査では議会活動と議員活動の区分や議会活動も時間で算出しており、議会活動と議員活動の区分も全国町村議長会のモ

デルとは若干異なる内容であるから、議会における調査実態に合わせて算定モデルを修正することも合理的といえる。

PT の調査における議会活動及び附属活動時間には、全国町村議会議長会モデルにおいて「議員活動」に含まれる「資料作成や報告書作成、研修視察」も含まれ、PT では時間単位による活動分析がなされている。

そのため、本調査においては PT の調査に合わせて、時間単位で分析を行うこととし、議員活動量と比較する長の職務遂行については、執務時間をベースに検討することとした。

第 8 議員報酬の算定結果

- 1 以上第 6 及び第 7 の調査結果より、美浜町における議員の報酬額を活動内容を踏まえた原価方式によって算定すると以下のとおりとなる。

【活動内容を踏まえた原価方式】

(A 議会・議員活動量(時間) / B 首長の活動量(時間))

× C 首長給料(円) = D 議員報酬(円)

時間で計算する場合

A = 8 5 0 時間

B = 2 9 1 0 時間 5 5 分

C = 8 5 0, 0 0 0 円 (令和 6 年 4 月 1 日現在給料月額)

以上より、 $A/B \times C = 2 4 8, 2 0 4$ 円 (円未満切上。)

となるため、本調査において議員報酬の改定額は 2 4 8, 2 0 4 円と算出された。

- 2 役職者の加算について

役職者の加算については、前記第 4 ・ 図 4-1 のとおり、原価方式により役職者固有の職務を分析することも考えられるが、実務的に行われている一定の加算率を用いて算定することも合理的と考えられる。

各役職ごとの加算率を乗じた場合、以下のとおりとなる (円未満切上)。

	役職	加算率	金額
1	議長	1. 3 6	3 3 7, 5 5 8 円
2	副議長	1. 1 0	2 7 3, 0 2 5 円
3	委員長	1. 0 3	2 5 5, 6 5 1 円

3 その他

議員活動量の調査に基づく算定結果は、前記1のとおりである。

昭和53年の全国町村議会議長会議員報酬標準（首長の31%）を下回る結果になるが、上記算定結果は、あくまで今回の議会の議員活動量調査を前提に、本調査において活動量を分析した結果計算されたものである。

参考：第70回町村議会実態調査結果の概要⁵・表27 議員報酬より作成

	R5 (第69回)	R6 (第70回)	人口 5千人未 満	人口 5千人以 上1万人 未満	人口 1万人以 上1.5万 人未満	人口 1.5万人 以上2万 人未満	人口 2万人以上
議長	296,006	297,785	264,284	291,672	307,394	324,351	353,615
副議長	240,274	241,871	211,205	236,542	250,155	266,940	292,619
議員	218,218	219,761	188,433	215,033	229,185	245,349	269,220
常任委員 長	224,347	225,933	195,584	220,615	233,419	250,766	274,832
議会運営 委員長	224,711	226,273	196,176	220,261	233,382	250,582	274,861
参考 町村長 給料	736,464	738,130	694,967	733,100	754,987	771,283	800,458

美浜町・・・人口⁶8,627人（令和7年4月1日現在）

⁵ https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/70_1.pdf

⁶ 広報美浜2025年5月号

第9 結語

本報告書は、美浜町議会から提出された「議員報酬改定検討報告書」を踏まえ、美浜町議員から提出された議員活動量に基づいた報酬額の在り方について調査し、その結果を報告するものであり、全国町村議会議長会が示す活動内容を踏まえた原価方式（令和4年モデル）の考え方を参考に、議会から提出された「議員活動量記録票」その他の各種資料及び議員・町長へのヒアリングに基づき、議員活動量と町長執務時間を算定し、報酬額の試算を行ったものである。

調査の結果、活動内容を踏まえ、時間換算による原価方式で算定した議員報酬額は、248,204円となった。当該額は現行の議員報酬額235,000円を13,204円若干上回る水準である一方、議会の提示した改定報酬額からは134,296円下回るものとなっている。

この要因としては、

- ① 議会の活動量調査における役職者と非役職者の議員活動時間の区別がされていない点
- ② 議員活動量調査における議員の活動時間として計上すべき時間について各議員において考え方の相違がある点
- ③ 全国町村議会議長会の活動原価方式に係る令和4年モデルとPTにおける活動時間の定義・算定方法の相違の点
- ④ 町長の執務時間について議会が用いている全国町村議会議長会の標準的な執務時間と美浜町において実際に記録していた執務時間の相違の点

以上の点が考えられる。

さらに、今後の議員活動量の調査にあたっては、前記第6・3(1)から(5)に掲げたヒアリングの際に判明した事実に対して、調査方法の改善や議員活動時間の立証の点について改めて検討する必要があると思われる。

加えて、議会活動時間及び附属活動時間についても、日数ではなく、時間で検討する場合は、客観的な記録のある議会時間を出発点として、調査や質問検討時間等の議会活動にどの程度の時間を要しているのか、標準的な時間を調査研究する必要がある。

住民の福祉の増進のためには、議員がその役割を十分に果たせるよう適正な報酬が支払われることは不可欠であり、そのためには、美浜町議会においても議員活動と評価する時間について議会自身が主体的に議論を深めつつ、客観的な活動記録や明確な基準に基づいた活動時間を執行部に示し、双方における共通認識を高めていくことが極めて重要である。

また、住民への説明責任を果たすため、単に数値だけでなく、具体的な活動内容を示す努力も一層求められる。

本報告が、今後の美浜町議会における議員活動時間・活動内容の明確化、より精緻な活動記録の方法論の確立、そして住民の理解と納得が得られる適正な議員報酬額に関する議会と執行部の建設的かつ具体的な議論の出発点となり、町議会の議員活動の充実化、一層の住民福祉の増進につながっていくことを強く期待したい。

以上

参考資料

- ・美浜町議会・議員報酬ワーキング部会「美浜町議会議員 報酬（月額）改訂検討報告書」（令和3年6月）
- ・美浜町議会「議員報酬改訂検討報告書」（令和6年12月）
- ・全国町村議会議長会「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」（平成31年3月）
- ・全国町村議会議長会「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き・住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備」（令和4年2月）
- ・「新版・逐条地方自治法第8次改訂版（松本英昭著・学陽書房）」（平成27年7月）・714頁